

# 健康福祉委員会

## 市民医療センターにおける 経営の効率化とより良い サービスの提供に向けて

市民医療センターでは、今年度から「経営改革プラン」に基づき、持続可能な経営と必要な医療提供体制の確保に取り組むとともに、診療施設の建て替え等を行っています。そこで、本委員会は、約1年間かけて、市民医療センターについて調査・研究を行いました。

その結果を「市民医療センターにおける経営の効率化とより良いサービスの提供に向けての提言書」として取りまとめました。



- ① ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進について
  - (1) 広報やホームページにジェネリック医薬品に関する記事を掲載し、普及啓発を図ること。
  - (2) 医師会等と協議の上、国民健康保険においてジェネリック医薬品使用による差額通知サービスを導入すること。
  - (3) 患者負担の一層の軽減に向けて、さらにジェネリック医薬品の利用促進に取り組むこと。
  - (4) データベース化した診療情報を分析し、その結果をもとに、健康な生活を増進するよう、市民に働きかけていくこと。

- ② 個人の医療・健康情報を管理すること
  - (1) 個人や家庭で、かかりつけ医や総合病院だけでなく、自宅や救急現場において、いつでも自身の情報を閲覧できるようにすること。
  - (2) 医療機関の診察券を1枚に集約し（地域共通診察券）、1枚の診察券で複数の医療機関を受診できるようにすること。



▲市民医療センター・福祉部へ提言書提出

- ③ 入院や手術に関する受入れの可否情報を蓄積・管理し、救急車内の携帯端末から、救急患者の受入れ可能な医療機関を検索できるようにすること。
- ④ 東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時でも施設

- ⑤ 事業継続計画（BCP）の策定について
  - (1) 東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時でも施設
  - (2) 医療提供施設としての機能を保持するため、施設整備に当たって、ベッドや家具の移動・転倒が起らないように地震対策を徹底すること。

# 市民生活委員会

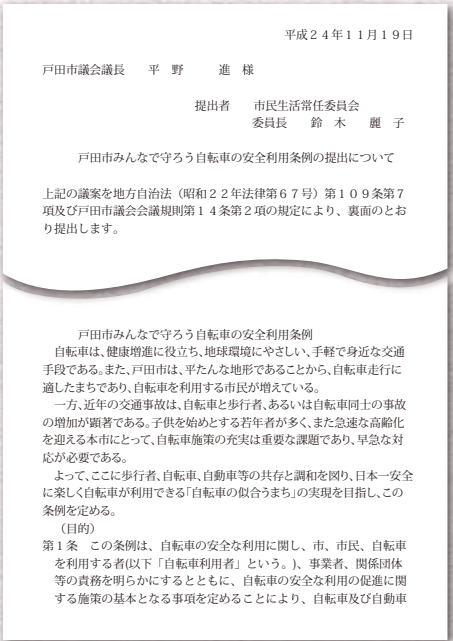
## 戸田市みんなで守ろう 自転車の安全利用条例を制定

当委員会は、年間活動テーマを「安心・安全のまちづくりに向けた自転車条例について」と定め、条例の制定に向けて活発な委員会活動を行ってまいりました。

### 【制定までの過程】

2月に年間活動テーマを決定して以降、頻繁に委員会を開催し、協議を重ねてきました。

4月、7月には行政視察を実施し、先進事例を確認しました。特に、4月に視察した京都市では、7カ月ほどの短期間で、京都市自転車安心安全条例を、議員提出議案として制定しており、条例制定までの工程に関し、具体的なイメージを持つことができました。また、幅広い意見を聴くため、8月1日発行の



議会だよりにて、自転車の安全利用に関する意見募集を行い、3名の方から意見をいただいたほか、同じく8月に、藤戸田自転車商組合戸田支部の方々と意見交換を行いました。

さらに、10月1日から議会パブリック・コメントを実施するとともに、これを広く周知するため、市内3駅でPR用の

チラシを、計557枚配布しました。その結果、4名・1団体の方から計14件の意見をいただきました。その後、全員協議会での説明を経て、条例の内容を確定、12月定例会初日に委員会提出議案として上程し、全会一致で可決されました。

### 【条例の特徴】

本条例は、前文、本則15条及び附則から構成されています。

本条例の特徴として、まず第5条自転車利用者の責務が挙げられます。ここでは、自転車は車道通行を原則とすることな

り、第10条自動車等利用者の責務では、自動車や原動機付自転車に対し、自転車の車道走行に配慮するよう規定しています。これは、自転車を追い越す際に、十分な距離を確保するなどの配慮をすることで、自転車の車道走行を促すものです。第11条自転車交通安全教育では、第9条に関連し、幼児の保護者を対象に、その特性に応じた自転車交通安全教育を実施

ど、8つの遵守事項を規定しています。これらの遵守事項は道路交通法等の規定と重複しますが、これらのルールを知らない自転車利用者が多いことから、本条例を見て、基本的なルールを理解してもらえよう、あえて規定しています。

第9条保護者の責務では、子供が多いという本市の地域性を踏まえ、子供に自転車を安全に利用してもらうために、最も身近な大人である保護者が自転車利用の模範を示すよう規定しております。

第10条自動車等利用者の責務では、自動車や原動機付自転車に対し、自転車の車道走行に配慮するよう規定しています。

これは、自転車を追い越す際に、十分な距離を確保するなどの配慮をすることで、自転車の車道走行を促すものです。第11条自転車交通安全教育では、第9条に関連し、幼児の保護者を対象に、その特性に応じた自転車交通安全教育を実施



▲議会パブリック・コメントのPR活動（戸田駅）

することなどを規定しています。

附則では、条例に基づく施策の実効性を担保するため、条例施行後5年を目途に、条例の施行状況を検証することを規定しています。

条例の全文は、議会ホームページにて、ご覧いただけます。

ご協力ありがとうございました。

市民生活常任委員会

自転車の安全利用に関する意見募集を行い、意見をいただいた3名の方、意見交換を行った藤戸田自転車商組合戸田支部の方々、パブリック・コメントに意見をいただいた4名・1団体の方をはじめ、条例制定に当たり、ご協力いただきました皆様、に、厚く御礼申し上げます。

## 委員会メンバー

	委員長	副委員長	委員			
総務	遠藤英樹	岡崎郁子	平野 進	神谷雄三	石井民雄	秋元良夫
文教・建設	馬場栄一郎	手塚静枝	榎本守明	細井幸雄	望月久晴	伊東秀浩
健康福祉	召田 厚	富岡節子	花井伸子	熊木照明	中名生隆	山崎雅俊
市民生活	鈴木麗子	本田 哲	酒井郁郎	三浦芳一	斎藤直子	栗原隆司